○関東地方整備局告示第二百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十日　関東地方整備局長　石川　雄一

その関係図面は、平成二十八年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	松戸市三矢小台二丁目一〇〇番一九から同市下矢切字東台三二番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市北国分一丁目二四五三番二から同市北国分一丁目二四五四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	市川市北国分一丁目二四五五番九地先から同市北国分二丁目二五五〇番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	市川市北国分三丁目三三六七番五地先から同市北国分三丁目三三六六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十八年六月二十日

○関東地方整備局告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　道路の種類及び路線名

占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　二百九十八号	松戸市三矢小台二丁目一〇〇番一九から同市下矢切字東台三二番一〇まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年六月二十一日

○関東地方整備局告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　道路の種類及び路線名

占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　二百九十八号	市川市北国分一丁目二四五三番二から同市北国分一丁目二四五四番一地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃　〃	市川市北国分一丁目二四五五番九地先から同市北国分二丁目二五五〇番三まで	〃
〃　〃	市川市北国分三丁目三三六七番五地先から同市北国分三丁目三三六六番一まで	〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年六月二十一日

○北陸地方整備局告示第六十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、常願寺川水系常願寺川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北陸地方整備局及び黒部川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十三年北陸地方整備局告示第八十一号は、廃止する。

平成二十八年六月二十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

○北陸地方整備局告示第六十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、常願寺川水系常願寺川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北陸地方整備局及び富山河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年北陸地方整備局告示第八十五号は、廃止する。

平成二十八年六月二十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

○北陸地方整備局告示第六十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、神通川水系神通川、西派川、井田川及び熊野川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北陸地方整備局及び富山河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年北陸地方整備局告示第八十六号及び第八十七号並びに平成十八年北陸地方整備局告示第百十一号は、廃止する。

平成二十八年六月二十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

○北陸地方整備局告示第六十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、庄川水系庄川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北陸地方整備局及び富山河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年北陸地方整備局告示第八十八号は、廃止する。

平成二十八年六月二十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章